

堺市事務分掌規則の一部を改正する規則

堺市事務分掌規則（昭和47年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第3条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とする。

第4条第1項の表堺市生活衛生センターの項を削り、同条第2項の表生活衛生センターの項を削る。

第7条第12項中「（保健センター及び）」を「（保健センター（堺保健センター、中保健センター及び東保健センターに限る。）及び）」に改め、「、衛生研究所にあっては次長と」を削る。

第8条第1項中「課長が」を「課長又は担当課長が」に改め、同条第5項中「課長を」を「課長又は担当課長（当該担当課長の所管に属する主幹を置かない課に限る。）を」に改める。

別表第1市長公室広報戦略部の分掌事務を定める部分第1号を削り、同部広報課広報係の分掌事務を定める部分を次のように改める。

企画係

- (1) 広報活動の企画及び調整に関すること。
- (2) 市ホームページ等による情報発信に関すること。
- (3) 部内の連絡調整に関すること。
- (4) 部内の他の課（課に相当する室、所、館、センターその他の内部組織を含む。以下この表において同じ。）及び課内の他の係の所管に属しないこと。

別表第1市長公室広報戦略部広報課の分掌事務を定める部分に次のように加える。

広報係

- (1) 広報紙その他の広報刊行物の編集及び発行に関すること。
- (2) 区の広報の支援及び調整に関すること。

広報戦略係

- (1) 広報戦略及び広報施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 都市の魅力の創造及び発信に係る企画及び総合調整に関すること。

別表第1市長公室広報戦略部広報戦略推進課の分掌事務を定める部分を削り、同室政策企画部の分掌事務を定める部分を次のように改める。

政策企画部

政策推進課

調整係

- (1) 市長及び副市長の補佐及び政策に係る調整に関すること。
- (2) 庁議及び部長会議に関すること。

企画係

- (1) 市の基本的政策に係る計画策定及び推進に関すること。
- (2) 総合計画審議会に関すること。
- (3) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。
- (4) 総合教育会議に関すること。
- (5) 企画主任会議に関すること。
- (6) 課内の他の係の所管に属しないこと。

公民連携課

連携推進係

- (1) S D G s の推進に関すること。
- (2) 公民連携の推進に関すること。
- (3) P F I 事業検討委員会の事務手続に係る企画及び調整に関すること。
- (4) 堺市 S D G s 未来都市推進本部に関すること。
- (5) 課内の他の係の所管に属しないこと。

事業推進係

- (1) 都市再生、地域再生及び構造改革特別区域に関すること。
- (2) スマートシティの推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 課の所管に係る公共施設等特別整備基金の管理に関すること。
- (4) 市の境界等に関すること。
- (5) 都市再生推進本部に関すること。

広域連携課

広域連携係

- (1) 地方分権に関すること。
- (2) 大都市行政及び広域行政に関すること。
- (3) 部内の連絡調整に関すること。
- (4) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。

万博調整係

- (1) 大阪・関西万博の開催に伴う関係機関及び関係部局との連携及び連絡調整に関すること。

調査統計課

調査統計係

- (1) 基幹統計調査その他の調査及び分析に関すること（区役所の所管に属するものを除く。）。

別表第 1 I C T イノベーション推進室の分掌事務を定める部分第 9 号中「の推進」を削り、同部分中第 1 2 号を第 1 3 号とし、第 1 1 号を第 1 2 号とし、第 1 0 号を第 1 1 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

- (10) 個人番号カードの利活用の促進に係る関係課に対する支援に関する
こと。

別表第1 泉北ニューデザイン推進室の分掌事務を定める部分を次のように改める。

泉北ニューデザイン推進室

- (1) 推進室の総合調整に関すること。
- (2) 泉北ニュータウン地域に係る計画の総合調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 泉北ニュータウン地域の公的賃貸住宅に係る関係機関との連携に関する
こと。
- (4) 泉北ニュータウン地域に係るスマートシティの推進に関すること（他の所
管に属するものを除く。）。
- (5) ビッグバンの管理運営に係る指導及び監督に関すること。
- (6) 泉北ニュータウン地域の魅力向上に関すること（他の所管に属するものを
除く。）。
- (7) 近隣センターの機能強化及び維持管理に関すること（他の所管に属するも
のを除く。）。
- (8) 泉ヶ丘駅前地域、榑・美木多駅前地域及び光明池駅前地域の整備の調整に
関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (9) 泉北ニューデザイン推進協議会に関すること。
- (10) 泉北ニューデザイン推進室指定管理者候補者選定委員会に関すること。
- (11) 榑・美木多駅前再編整備に係る公共施設用地活用事業者選定委員会に関
すること。
- (12) 旧高倉台西小学校跡地活用事業者選定委員会に関すること。

別表第1 総務局行政部総務課の分掌事務を定める部分中「総務課」を「行政総務課」に
改め、同課総務係の分掌事務を定める部分中第6号を削り、第5号を第6号とし、第2号
から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 戦略的な総務事務の推進に関すること。

別表第1 総務局行政部行政総務課の分掌事務を定める部分に次のように加える。

行政管理係

- (1) 行政組織及び職務権限に関すること。
- (2) 事務の管理及びその研究に関すること。
- (3) 内部統制の推進に関すること。
- (4) 業務改善の推進に関すること。
- (5) 指定管理者制度に係る指導及び調整に関すること。
- (6) 行政手続法（平成5年法律第88号）及び堺市行政手続条例（平成8年条
例第17号）に基づく事務の総括に関すること。

(7) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審理に関すること。

改革推進係

- (1) 行財政改革及び構造改革に係る企画及び調整並びに進捗状況の管理に関すること。
- (2) 行革推進本部に関すること。
- (3) 行政評価の実施に関すること。
- (4) 外郭団体の改革並びに指導及び調整の総括に関すること。

別表第1 総務局行政部行政経営課の分掌事務を定める部分を削り、同表財政局財政部財産活用課管理係の分掌事務を定める部分中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 地区共有財産に関すること。

別表第1 財政局財政部財産活用課共有財産係の分掌事務を定める部分を削り、同局税務部税制課管理係の分掌事務を定める部分の前に次の1号を加える。

- (1) 定額減税補足給付金（不足額給付）に関すること。

別表第1 市民人権局市民生活部戸籍住民課の分掌事務を定める部分第1号の次に次の1号を加える。

- (2) マイナンバーカード普及促進センターに関すること（社会保障・税番号制度及び個人番号カードの利活用に関するものを除く。）。

別表第1 環境局カーボンニュートラル推進部環境政策課企画係の分掌事務を定める部分中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同部環境エネルギー課計画係の分掌事務を定める部分に次の1号を加える。

- (8) 気候変動適応に係る施策の推進に関すること。

別表第1 環境局環境事業部環境業務課美化係の分掌事務を定める部分第1号及び第2号を削り、同部分第3号中「不法投棄への対応」を「一般廃棄物（家庭系ごみ）の投棄の監視等」に改め、同号を同部分第1号とし、同部分第4号中「に係る指導」を「の推進、指導」に改め、同号を同部分第2号とし、同部分中第5号を第3号とし、第6号から第9号までを2号ずつ繰り上げ、同表健康福祉局長寿社会部医療年金課年金係の分掌事務を定める部分中「年金係」を「年金・システム係」に改め、同部分中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 国民健康保険、国民年金及び重度障害者医療（老人医療、ひとり親家庭医療及び子ども医療を含む。以下同じ。）に係る電算システムの統括に関すること。

別表第1 健康福祉局長寿社会部医療年金課医療助成係の分掌事務を定める部分第1号中「（老人医療、ひとり親家庭医療及び子ども医療を含む。以下同じ。）」を削り、同課システム係の分掌事務を定める部分を削り、同局健康部健康医療政策課の分掌事務を定める部分第1号から第4号までを削り、同課政策調整係の分掌事務を定める部分第3号を次の

ように改める。

(3) 健康部及び保健所が所管する施設整備計画の総合調整に関すること。

別表第1 健康福祉局健康部健康医療政策課政策調整係の分掌事務を定める部分中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 地域医療団体及び医療機関との総合調整に関すること。

(8) 所管の業務に係る保健福祉総合センターとの連絡調整に関すること。

別表第1 健康福祉局健康部健康医療政策課医療調整係の分掌事務を定める部分に次の1号を加える。

(7) 地域医療及び災害時医療に係る政策立案及び総合調整に関すること。

別表第1 健康福祉局健康部健康推進課の分掌事務を定める部分第1号から第4号までを削り、同課検診調整係の分掌事務を定める部分第1号中「がん検診」を「がん対策の企画及び調整」に改め、同部分中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) がん対策の業務に係る保健福祉総合センターとの連絡調整に関すること。

別表第1 健康福祉局健康部健康推進課疾病予防係の分掌事務を定める部分第3号中「骨粗しょう症検診、」を削り、「保健指導」の次に「の企画及び調整」を加え、同部分に次の1号を加える。

(4) 疾病予防に係る保健福祉総合センターとの連絡調整に関すること。

別表第1 健康福祉局健康部健康推進課健康増進係の分掌事務を定める部分第1号中「健康増進法」の次に「に基づく施策の企画及び調整」を加え、同部分に次の3号を加える。

(6) 大阪府受動喫煙防止条例（平成31年大阪府条例第4号）に関すること。

(7) 保健師等の保健専門職の総括に関すること。

(8) 健康増進の業務に係る保健福祉総合センターとの連絡調整に関すること。

別表第1 健康福祉局健康部精神保健課の分掌事務を定める部分第1号及び第2号を削り、同課精神医療係の分掌事務を定める部分中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に係る企画及び調整に関すること。

別表第1 健康福祉局健康部精神保健課精神企画係の分掌事務を定める部分に次の1号を加える。

(6) 所管の業務に係る保健福祉総合センターとの連絡調整に関すること。

別表第1 子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課子ども養護係の分掌事務を定める部分第9号中「及び子ども虐待検証部会」を「、子ども虐待検証部会及び子ども権利擁護部会」に改め、同局子育て支援部幼保政策課企画係の分掌事務を定める部分中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 乳児等通園支援事業の実施及び認可に関すること。

別表第1 子ども青少年局子育て支援部幼保政策課給付係の分掌事務を定める部分第1号中「及びこれに係る確認の監査」を削り、同部分中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監督に関すること。

別表第1 産業振興局産業戦略部地域産業課商業支援係の分掌事務を定める部分第4号中「都心未来創造部」を「他」に改め、同局農政部農水産課企画振興係の分掌事務を定める部分第2号中「育成及び助長」を「支援」に改め、同部分中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同部分第8号中「森林」を「森林法（昭和26年法律第249号）」に改め、同号を同部分第7号とし、同部分中第9号を第8号とし、第10号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同部農地課運営係の分掌事務を定める部分中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 農業委員会の委員の選任に関すること。

別表第1 建築都市局都市計画部都市景観室の分掌事務を定める部分を次のように改める。

都市景観課

企画係

- (1) 都市における良好な景観の形成に関する総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 景観審議会に関すること。
- (3) 課内の他の係の所管に属しないこと。

審査指導係

- (1) 景観法（平成16年法律第110号）及び堺市景観条例（平成23年条例第15号）に関すること。
- (2) 景観審査委員会に関すること。
- (3) 景観賞選考委員会に関すること。
- (4) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）及び堺市屋外広告物条例（平成7年条例第38号）に関すること。
- (5) 公共施設に係るサインの管理及び整備に関すること。

別表第1 建築都市局都心未来創造部の分掌事務を定める部分を削り、同局交通部の分掌事務を定める部分及び都市整備部の分掌事務を定める部分を次のように改める。

交通部

交通政策課

企画係

- (1) 総合的な交通体系の形成に関すること。
- (2) 駐車場法（昭和32年法律第106号）に基づく届出等に関すること。

(3) 堺市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成5年条例第6号）に基づく届出等に関すること。

(4) 課内の他の係の所管に属しないこと。

調整係

(1) 公共交通に係る総合的な企画及び調整に関すること。

(2) 地域公共交通活性化協議会に関すること。

(3) 公共交通活性化促進基金及び東西交通整備基金に関すること。

推進係

(1) 公共交通における移動の円滑化及び利用促進に関すること。

事業係

(1) 新たな交通システムに関すること。

都市整備部

都市整備推進課

事業推進係

(1) 土地区画整理事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 市街地再開発事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 大和川高規格堤防整備事業と一体的に行う土地区画整理事業の推進に関すること。

(4) 部内の連絡調整に関すること。

(5) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。

密集事業係

(1) 密集市街地の開発整備に関すること。

拠点整備課

(1) 深井駅周辺地域活性化事業に係る技術的な支援に関すること。

整備第一係

(1) 中百舌鳥駅周辺地域及び津久野駅周辺地域の整備に関すること。

(2) 都市拠点、地域拠点及び駅前拠点における都市機能の維持及び確保に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 中百舌鳥駅前北側広場活用等事業者選定委員会に関すること。

(4) 課内の他の係の所管に属しないこと。

整備第二係

(1) 特定保留区域における土地区画整理事業等の推進に関すること。

都心未来創造課

事業第一係

(1) 都心の活性化に係る総合的な企画及び調整に関すること。

(2) 中心市街地の活性化に関する法律に関すること（他の所管に属するものを

除く。) 。

- (3) 堺東駅周辺地域の都市機能の更新及び管理に関すること。
- (4) 市民交流広場の管理運営に係る指導及び監督に関すること。
- (5) 課内の他の係の所管に属しないこと。

事業第二係

- (1) 堺駅周辺地域の都市機能の更新及び管理に関すること。
- (2) 環濠エリアにおける新たな価値創造に関すること。

事業第三係

- (1) 堺旧港周辺地域の活性化に係る企画、調整及び管理に関すること。
- (2) 堺旧港交流空間創出事業者選定委員会に関すること。
- (3) 海とのふれあい広場の管理に関すること。
- (4) 臨海部における事業の調整及び促進に関すること。
- (5) 堺浜の人工海浜の管理及び環境調査に関すること。
- (6) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）に基づく採取計画の認可等に関すること（海浜地及び海域に賦存している砂利に係るものに限る。) 。

別表第1 建築都市局住宅部住宅施策推進課民間支援係の分掌事務を定める部分の前に次の1号を加える。

- (1) 新金岡地区活性化推進事業に係る技術的な支援に関すること。

別表第1 建築都市局住宅部住宅改良課企画係の分掌事務を定める部分中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 改良住宅等の駐車場（指定管理者に管理させるものに限る。) の管理運営に係る指導及び監督に関すること。

別表第1 建設局土木部土木監理課調整係の分掌事務を定める部分第1号中「建設工事」の次に「及び工事関連等の業務」を加え、同課企画係の分掌事務を定める部分第3号中「部」を「地域整備事務所」に改め、同部分第4号中「私道補助」を「私道等整備補助」に改め、同課技術管理係の分掌事務を定める部分第3号を次のように改める。

- (3) 建設工事及び工事関連等の業務に係る技術監理に関する事務の統括に関すること。

別表第3 企画総務課（西区役所及び南区役所を除く。) の分掌事務を定める部分中「及び南区役所」を削り、同部分第1号の次に次の2号を加える。

- (2) スマート区役所の推進に関すること（南区役所に限る。) 。
- (3) 所管区域内のスマートシティに関すること（南区役所に限る。) 。

別表第3 企画総務課（西区役所を除く。) 総務係の分掌事務を定める部分第9号及び第10号中「及び東区役所」を「、東区役所及び南区役所」に改め、同部分第15号中「こと（」の次に「南区役所及び」を加え、同課企画係の分掌事務を定める部分第4号中「都市整備部」を「都市整備推進課」に改め、同表総務課（西区役所及び南区役所に限る。)

の分掌事務を定める部分中「及び南区役所」を削り、同部分第2号を削り、同課総務係の分掌事務を定める部分第9号から第12号までの規定中「（西区役所に限る。）」を削り、同部分中第13号を削り、第14号を第13号とし、同部分第15号中「（西区役所に限る。）」を削り、同号を同部分第14号とし、同部分第16号中「（西区役所に限る。）」を削り、同号を同部分第15号とし、同部分中第17号を削り、第18号を第16号とし、同部分第19号中「（南区役所にあつては、他の所管に属するものを除く。）」を削り、同号を同部分第17号とし、同部分中第20号を第18号とし、第21号を削り、第22号を第19号とする。

別表第3区政企画室（南区役所に限る。）の分掌事務を定める部分を削り、同表泉ヶ丘市民センター・新金岡市民センターの分掌事務を定める部分第4号中「に係る徴収金の収納」を「の管理運営」に改め、同表自治推進課の分掌事務を定める部分第1号中「こと（」の次に「堺区役所及び」を加え、同課自治安全係（南区役所及び美原区役所に限る。）の分掌事務を定める部分及び地域協働係（美原区役所に限る。）の分掌事務を定める部分を削り、同課自治協働係（南区役所及び美原区役所を除く。）の分掌事務を定める部分中「及び美原区役所」を削り、同部分第8号中「（堺区役所にあつては火災対応に限り、中区役所及び北区役所）」を「（堺区役所を除く。）（中区役所、北区役所及び美原区役所）」に改め、同部分第13号から第16号まで及び第24号中「こと」の次に「（堺区役所を除く。）」を加え、同部分に次の2号を加える。

(25) 区災害対策本部との連携に関すること（堺区役所に限る。）。

(26) 課内の他の係の所管に属しないこと（堺区役所に限る。）。

別表第3自治推進課地域共創係（南区役所に限る。）の分掌事務を定める部分を削り、同課の分掌事務を定める部分に次のように加える。

自治共創係（南区役所に限る。）

- (1) 地域コミュニティの醸成に関すること。
- (2) 自治会活動に対する支援に関すること。
- (3) 地域会館の整備に関すること。
- (4) 認可地縁団体の規約の変更等に係る認可等に関すること。
- (5) 地域団体との連絡調整に関すること。
- (6) 地域活動の振興に関すること。
- (7) 区民プラザに関すること。
- (8) 住民の発意に基づく地域のまちづくり活動の相談及び支援並びに啓発に関すること。
- (9) 住民の発意に基づく地域のまちづくり活動の支援に係る関係機関及び関係部局との調整に関すること。
- (10) 泉北ニュータウンの地域の活性化に係る企画及び調整に関すること（泉北ニューデザイン推進室の所管に属するものを除く。）。

- (11) 青少年の健全育成に関すること。
- (12) 成人の日の行事に関すること。
- (13) 文化及びスポーツの振興に関すること。
- (14) 課内の他の係の所管に属しないこと。

地域安全係（堺区役所に限る。）

- (1) 区災害対策本部に関すること。
- (2) 現地国民保護対策本部及び現地緊急対処事態対策本部に関すること。
- (3) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関すること。
- (4) 災害救助等の災害対応に関すること。
- (5) 防災活動に関する相談及び支援並びに防災意識の啓発に関すること。
- (6) 自主防災組織の活動に対する支援に関すること。
- (7) 所管区域内の地域の防犯に関すること。
- (8) 有価物集団回収報償金の交付に関すること。
- (9) 日本赤十字社の地区の運営に関すること。
- (10) 献血事業に関すること。
- (11) 地域の環境美化に関すること。

防災安全係（南区役所に限る。）

- (1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関すること。
- (2) 災害救助等の災害対応に関すること。
- (3) 区災害対策本部に関すること。
- (4) 現地国民保護対策本部及び現地緊急対処事態対策本部に関すること。
- (5) 防災活動に関する相談及び支援並びに防災意識の啓発に関すること。
- (6) 自主防災組織の活動に対する支援に関すること。
- (7) 所管区域内の地域の防犯に関すること。
- (8) 有価物集団回収報償金の交付に関すること。
- (9) 日本赤十字社の地区の運営に関すること。
- (10) 献血事業に関すること。
- (11) 地域の環境美化に関すること。
- (12) 公有財産等の貸付け及び管理に関すること。

別表第3 防災推進室（堺区役所に限る。）の分掌事務を定める部分を削り、同表保険年金課保険係（北区役所を除く。）の分掌事務を定める部分第6号中「（東区役所を除く。）」を削り、同課医療給付係（美原区役所を除く。）の分掌事務を定める部分第7号中「東区役所及び」を削り、同表保健福祉総合センター子育て支援課の分掌事務を定める部分第1号から第11号までを削り、同課子育て給付係（南区役所を除く。）の分掌事務

を定める部分中「（南区役所を除く。）」を削り、同部分第2号中「第30条の4第1項第1号」を「第30条の4第1号」に改め、同課相談支援係（南区役所を除く。）の分掌事務を定める部分中「（南区役所を除く。）」を削り、同部分第1号中「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の次に「（令和4年法律第52号）」を加え、同部分に次の1号を加える。

（8）所管区域内の教育機関等との連携に関すること（南区役所に限る。）。

別表第4こころの健康センターの分掌事務を定める部分第1号から第3号までを削り、同センター審査調整係の分掌事務を定める部分中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）精神保健及び精神障害者福祉に係る調査研究に関すること。

別表第4こころの健康センター相談係の分掌事務を定める部分に次の2号を加える。

（4）精神保健及び精神障害者福祉に係る保健センター、関係機関及び関係団体に対する技術的な支援に関すること。

（5）精神保健及び精神障害者福祉に係る業務に従事する者に対する研修に関すること。

別表第4こころの健康センターいのちの応援係の分掌事務を定める部分に次の2号を加える。

（3）精神保健及び精神障害者福祉に係る保健センター、関係機関及び関係団体に対する技術的な支援に関すること（自殺対策事業に限る。）。

（4）精神保健及び精神障害者福祉に係る業務に従事する者に対する研修に関すること（自殺対策事業に限る。）。

別表第4保健所保健医療課の分掌事務を定める部分中「保健医療課」を「保健医療薬務課」に改め、同課医務管理係の分掌事務を定める部分第3号及び第4号を次のように改める。

（3）病院、診療所及び助産所に関すること。

（4）施術所、衛生検査所及び歯科技工所に関すること。

別表第4保健所保健医療薬務課医務管理係の分掌事務を定める部分中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第8号を削り、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

（5）医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療エックス線技師、診療放射線技師、衛生検査技師、臨床検査技師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、受胎調節実地指導員の免許等に関すること。

（6）医務関係法令等に係る事務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

別表第4保健所保健医療薬務課医務管理係の分掌事務を定める部分の次に次のように加える。

薬務第一係

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に関すること（医療機器に係るものに限る。）。
- (2) 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に関すること。
- (3) 薬物乱用防止に係る啓発に関すること。

薬務第二係

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関すること（医療機器に係るものを除く。）。

別表第 4 保健所感染症対策課予防接種係の分掌事務を定める部分中「予防接種係」を「予防企画係」に改め、同部分中第 4 号を第 5 号とし、第 1 号から第 3 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の前に次の 1 号を加える。

- (1) 結核、エイズその他の感染症の予防事業に係る企画調整に関すること。

別表第 4 保健所感染症対策課感染症係の分掌事務を定める部分第 1 号中「エイズ、結核」を「結核、エイズ」に改め、「に係る企画調整」を削り、「こと」の次に「（他の所管に属するものを除く。）」を加え、同部分中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同所環境薬務課の分掌事務を定める部分中「環境薬務課」を「生活衛生課」に改め、同課管理係の分掌事務を定める部分中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、同課薬務第一係の分掌事務を定める部分及び薬務第二係の分掌事務を定める部分を削り、同課の分掌事務を定める部分に次のように加える。

くらしの虫相談係

- (1) ねずみ族及び衛生害虫に係る相談及び啓発に関すること。
- (2) 地域における蚊の防除活動の推進に関すること。
- (3) 浸水等による消毒に関すること。
- (4) 住居環境改善援助事業に関すること。

別表第 4 保健所生活衛生センターの分掌事務を定める部分を削る。

別表第 6 を次のように改める。

（次のよう 別記）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の別表第 1、別表第 3 及び別表第 4 に掲げる組織のうち、附則別表左欄に掲げる旧組織に属すべき組織の長、参事、参事役、課長補佐、主幹、係長、主査、副主査その他の職員として発令されている職員は、特に辞令を用いて発令する者を除き、辞令を用いずに前項に定める日付をもって、それぞれ対

応する同表右欄に定める新組織に属すべき組織の長、参事、参事役、課長補佐、主幹、係長、主査、副主査その他の職員として、この規則により発令されたものとみなす。

(堺市区役所職員等の兼務に関する規則の一部改正)

- 3 堺市区役所職員等の兼務に関する規則(平成18年規則第45号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「ICTイノベーション推進室及び」を削り、同条第1項を削り、同条第2項第5号中「及び申請」を「、申請及び交付」に改め、同項第6号中「並び」を「並びに」改め、同項を同条とする。

第4条の見出し及び同条第1項中「総務課」を「行政総務課」に改める。

第5条第1項中「総務課及び政策推進室と、南区役所にあつては総務課及び区政企画室」を「、総務課及び政策推進室」に改め、同条第2項中「企画総務課を除き、南区役所にあつては総務課とする」を「を除く」に改める。

(堺市財務規則の一部改正)

- 4 堺市財務規則(平成19年規則第56号)の一部を次のように改正する。

別表第2の11の項中「総務課」を「行政総務課」に改める。

(堺市庁舎管理規則の一部改正)

- 5 堺市庁舎管理規則(平成22年規則第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表中

「	
本庁舎(堺区役所を含む。)	総務課長
を	
」	
「	
本庁舎(堺区役所を含む。)	行政総務課長
に、	
」	

「、西区役所及び南区役所」を「及び西区役所」に、「及び南区役所の」を「の」に、「当該区役所の総務課長」を「西区役所総務課長」に改める。

第12条第1号中「汚損、」を「汚損」に改める。

(堺市公害診療報酬審査委員会規則の一部改正)

- 6 堺市公害診療報酬審査委員会規則(平成25年規則第16号)の一部を次のように改正する。

第11条中「保健医療課」を「保健医療薬務課」に改める。

(堺市景観賞選考委員会規則の一部改正)

- 7 堺市景観賞選考委員会規則(平成25年規則第24号)の一部を次のように改正する。

第10条中「都市景観室」を「都市景観課」に改める。

(堺市小児慢性特定疾病審査会規則の一部改正)

8 堺市小児慢性特定疾病審査会規則（平成27年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条中「保健医療課」を「保健医療薬務課」に改める。

（堺市建築等計画概要書等の閲覧に関する規則の一部改正）

9 堺市建築等計画概要書等の閲覧に関する規則（平成27年規則第114号）の一部を次のように改正する。

第2条中「都市景観室」を「都市景観課」に改める。

（堺市指定難病審査会規則の一部改正）

10 堺市指定難病審査会規則（平成30年規則第41号）の一部を次のように改正する。

第6条中「保健医療課」を「保健医療薬務課」に改める。

（堺旧港交流空間創出事業者選定委員会規則の一部改正）

11 堺旧港交流空間創出事業者選定委員会規則（令和6年規則第29号）の一部を次のように改正する。

第9条中「都心未来創造部」を「都心未来創造課」に改める。

（堺市中百舌鳥駅前北側広場活用等事業者選定委員会規則の一部改正）

12 堺市中百舌鳥駅前北側広場活用等事業者選定委員会規則（令和6年規則第82号）の一部を次のように改正する。

第9条中「都市整備部」を「拠点整備課」に改める。

附則別表

左欄（旧組織）			右欄（新組織）		
総務局	行政部	総務課	総務局	行政部	行政総務課
健康福祉局	保健所	保健医療課	健康福祉局	保健所	保健医療薬務課
健康福祉局	保健所	環境薬務課	健康福祉局	保健所	生活衛生課
建築都市局	都市計画部	都市景観室	建築都市局	都市計画部	都市景観課
南区役所		総務課	南区役所		企画総務課

別表第6（第7条関係）

担当課長を置く組織			名称	所掌する組織又は事務	人数	担当課長を統括する職
市長公室	広報戦略部	広報課	広報戦略担当課長	広報係及び広報戦略係	1人	広報戦略部長
	政策企画部	政策推進課	計画推進担当課長	企画係	1人	政策企画部長
		公民連携課	共創・データ連携推進担当課長	事業推進係	1人	
		広域連携課	万博調整担当課長	万博調整係	1人	
	ICTイノベーション推進室		ICT政策担当課長	別表第1 ICTイノベーション推進室の分掌事務を定める部分第1号、第2号、第4号及び第6号から第10号までに掲げる事務	1人	ICTイノベーション推進室長
			DX企画担当課長	別表第1 ICTイノベーション推進室の分掌事務を定める部分第3号及び第11号に掲げる事務	1人	
			システム活用担当課長	別表第1 ICTイノベーション推進室の分掌事務を定める部分第5号、第12号及び第13号に掲げる事務	1人	
	泉北ニュー		企画推進担当課長	別表第1 泉北ニューデザイン推	1人	泉北ニューデ

	デザイン推進室			進室の分掌事務を定める部分第1号から第3号まで及び第8号から第10号までに掲げる事務		デザイン推進室長
			事業推進担当課長	別表第1 泉北ニューデザイン推進室の分掌事務を定める部分第5号から第7号まで、第11号及び第12号に掲げる事務	1人	
			スマートシティ担当課長	別表第1 泉北ニューデザイン推進室の分掌事務を定める部分第4号に掲げる事務	1人	
総務局	行政部	行政総務課	行政経営担当課長	行政管理係	1人	行政部長
			行財政・構造改革担当課長	改革推進係	1人	
市民人権局	市民生活部	戸籍住民課	マイナンバーカード担当課長	別表第1 戸籍住民課の分掌事務を定める部分第2号に掲げる事務	1人	市民生活部長
産業振興局	産業戦略部		中百舌鳥イノベーション創出拠点担当課長	別表第1 イノベーション投資促進室の分掌事務を定める部分第2号、第3号及び第8号に掲げる事務	1人	産業戦略部長
建築都市	交通部	交通政策課	公共交通担当課長	推進係	1人	交通部長

局			S M I プロ ジェクト推 進担当課長	事業係	1 人	
	都市整備部	拠点整備課	区画整理担 当課長	整備第二係	1 人	都市整備 部長
		都心未来創 造課	環濠エリア 整備担当課 長	事業第二係	1 人	
			ベイエリア 推進担当課 長	事業第三係	1 人	
南区 役所		企画総務課	スマート区 役所担当課 長	別表第 3 企画総務 課（西区役所を除 く。）の分掌事務 を定める部分第 2 号及び第 3 号に掲 げる事務	1 人	企画総務 課を所管 する副区 長